

# 大深度法は平穩生活権を侵害し違憲 NO! 大深度リニア訴訟 家の下トンネル掘れば潰れおかし

リニア大深度地下使用認可  
取消訴訟を支える会  
daishindo.no@gmail.com

<https://daishindono.wixsite.com/home>

住宅地に突然、穴が開くなどで、生命、身体、財産を奪われる不安や恐怖を抱くことなく生活する平穩生活権がリニア大深度地下工事により脅かされています。平穩生活権や財産権等の人権の侵害防止のため、大深度地下使用の認可取消しを求める訴訟の第1回口頭弁論が7月30日に東京地裁にて開かれ島弁護士が訴状内容につき意見陳述しました。この機会に訴状内容を以下に概説します。

## 1. 訴訟の概要

国土交通大臣が2018年10月に大深度法16条に基づきJR東海に下した品川・名古屋間のリニア新幹線工事に係る大深度地下使用認可の取消を求めるもの。

## 2. 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(大深度法)

一定以上の深度の地下について、所有権者の同意も必要とせずまた使用料や補償も支払うことなく自由に使えるという法律。

## 3. 本訴訟の目的と意義

① 住居下のトンネル掘削による陥没事故⇒財産的損害+平穩生活権の侵害

② リニア新幹線=過去の価値観においてのみ存在しうる遺物

③ 本訴訟を通じて日本社会の今後のあり方を議論していくことを確認し、この裁判を始めたいと思う。

## 4. 取消事由

大深度法16条:国交大臣は、申請に係る事業が同条1～7号の全てに該当するときは、使用の認可をすることができる。

⇒ 1つでも該当しないものがあれば認可はできない

⇒ 1号、3号、4号に該当しないため、本件認可は取り消されるべき

### ① 大深度法16条1号

本来、認可対象となるのは鉄道事業法の要件を満たしている必要があるが、リニア新幹線は全幹法で認可された事業であり、大深度法の対象事業とはいえない。

### ② 大深度法16条3号

事業の円滑な遂行のため大深度地下を使用する公益上の必要があるものであること

⇒ 公益上の必要性は時代の経過によって刻々と変化する社会の状況等により判断されるべきもの。従い、使用開始の時期までに不相当の長時間を要するときは、公益上の必要は認められない。

一方、リニア新幹線はいつ完成するかの見通しすら立たない事業である。よって、リニア中央新幹線自体の公益上の必要がない。

### ③ 大深度法16条4号

事業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること

⇒ 事業者であるJR東海は、工事の期間及び完了時期すら明確に示せていない。

また、膨れる一方の工事予算とその調達方法も不明。従い、十分な意思と能力を有する事業者とは認められない。

### ④ 裁量権逸脱濫用

考慮不尽、他事考慮、重大な事実誤認等 ⇒ 社会通念に照らし著しく妥当性を欠き違法。

大深度法16条に基づく使用認可は、事業者に利益を与える一方で、土地所有者の権利を制限するものであるから、国交大臣には、使用の認可をしない方向には広い裁量権が与えられているにしても、認可をするための裁量権は認められていない。

## 5. 法令違憲

### ① 憲法29条2項違反

大深度法の立法目的には正当性が認められず、また仮に立法目的に正当性が認められるとしても、大深度法が採る手段には、当該目的を達成するための合理性も必要性も認められない。したがって、大深度法は、憲法29条2項に定める「公共の福祉」に適合しているとはいえないから、大深度法は違憲である。

### ② 平穩生活権侵害

平穩安全な生活を営むことは、人格的利益というべきであり、その侵害は、陥没、騒音、振動、悪臭などによって生ずる生活妨害という客観的かつ具体的な形で表われるものであるから、人格権の一種として平穩安全な生活を営む権利「平穩生活権」が認められるのが相当である。

## 6. 適用違憲

仮に法令自体が合憲であったとしても、当該事例における具体的な処分が違憲となる場合、適用違憲となる場合がある。本件においても大深度法の合憲限定解釈が可能であるのに、法令の執行者が違憲的に適用したため違憲となる。

傍聴にお越しく下さい! (どなたでも傍聴できます)

第2回口頭弁論 10月23日(水) 15:00~15:30

場所: 東京地方裁判所103号法廷 地下鉄「霞ヶ関」駅A1出口

# 原告の思い(意見陳述)

私は田園調布に住むY・Hと申します。

自然豊かで病院も通いやすいこの地を、終(つい)の住処にしようとするある日、自宅の縁の下にリニアの巨大トンネルが掘られると聞かされました。

JR東海や国が公開した情報が乏しいため、住民主催の勉強会に参加しました。

大深度法により認可され、地上に影響がないと言われていた東京外環道の気泡シールド工事により、致死性の酸欠空気がジャグジーのように、世田谷区の野川に吹き出したことを知りました。川遊びをする子どもたちが、好奇心からその気泡を覗いたら死者が出ていたことでしょう。また、この酸欠空気が、住宅や学校などの地下室に溜まったら大惨事になります。

どこからも説明がないまま、2018年にJR東海に大深度地下使用が認可されました。リニア着工への不安と憤りから、翌年沿線住民とともに国土交通省に対して認可取り消しを求める審査請求をしました。

審査請求に対する国交省の弁明書では「単なる抽象的危惧感に過ぎない」と私たちの抗議の声は一蹴されました。国交省もJR東海も、「大深度地下の工事では地上に影響は及ばない」と繰り返し主張してきました。

ところが、私たちの懸念がまさにその年(2020年)に外環道工事中の調布市で現実のものとなりました。大陥没事故が起こり、さらに地中3ヶ所に空洞が発見されたのです。国や事業者らの掲(か)げた「安全神話」は全くの嘘だったのです。

2021年、私はJR東海の住民説明会に参加し、以下の質問をしました。

『田園調布の地形は起伏が激しく、地下水も豊富に流れています。我が家のすぐ下を通る計画のリニアトンネルの影響で我が家の崖が崩れることはないのか懸念しています。トンネル掘削で地盤が緩み、トンネル周囲に水みちが発生し、地盤が軟弱になることによる崩壊の懸念です。時間雨量の許容値と安全値、そしていかなる工事でも崖崩れしない各種数値を示してほしい。単にトンネルが堅牢であっても、それはトンネル自体の話で、トンネル周辺に新たに発生する水みちは止められないと考えます。』

この質問にJR東海は、3つに分けて答えました。

(1) 崖崩れについて

「事前に調査掘進を行います。シールド工事は、施工管理を適切に行えば、地上での利用は支障ない工法です。」と答え、私が回答を求めた具体的数値への言及はありませんでした。

(2) 地盤について

「弊社ボーリング調査、東京都内にある様々な資料、を採取して専門家にも確認してもらっているので調査は十分」との回答でした。しかし、調査掘進は3度もトラブルを起こし掘進不能に陥っています。

(3) 大雨の影響について

しばらく沈黙した後、「固結シルトは水を通さないものでトンネルの影響が地表面に出ることは想定していない。」と言い、関係のない大田区内の道路下で行う治水用シールドトンネルの話にすり替えられ、延々と聞かされました。

再質問や対話は一切できず、メディアは中に入れず、写真も私語も許されない異様な説明会でした。事業者は、住宅地の真下にどのような水脈や地質があるのか、全く答えられませんでした。



改めて考えても、説明会は不信と不安がつる一方であり、事業への理解も納得も出来ません。

認可した国は住民の生命・財産・生活をなだと思っているのでしょうか。

トンネル掘削ルートの上では私たちや子どもたち、孫たちが生きています。

我が家や地域の地盤や地下水脈に関して、正確には誰にもわからないのです。もし地盤が破壊されてしまうと、私にはもはや転居したり建替えたりという、今の生活と同等の生活を取り戻すだけの財力も体力もありません。このまま今の場所で生きていくしかありません。我が家の地盤は人生の最後に辿りついた生活の土台なのです。私の人生は既にリニアトンネル計画に翻弄され蝕まれています。不安に苛(さいな)まれ眠れぬ夜もあります。大深度法の人権侵害が公正に判断され、工事が止まり、一刻も早く平穏な生活に戻れるよう願っています。



## 共感が社会を変える

### 社会課題の解決を目指す

クラウドファンディングCALL4(コールフォー)のケースページに「NO!大深度リニア訴訟」の掲載が始まりました。訴訟の情報や資料、私たちの思いを公開しています。



原告



法律家



市民

## SUPPORT



CALL4(コールフォー)は日本で初めての“社会課題の解決を目指す訴訟(公共訴訟)”の支援に特化したウェブプラットフォームです。

関連する訴訟の傍聴もよろしくお願ひします。

#### ①ストップリニア訴訟・第3回

10/10(木)11:00～  
東京高裁101号法廷

#### ②東京外環道訴訟・第24回

12/10(火)14:00～  
東京地裁103号法廷



外環道トンネル掘削で陥没(東京都調布市)

## 審査請求・口頭意見陳述の実施連絡が国交省から来ています

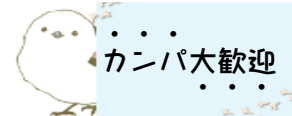
7月ごろから国交省から配達証明が届き、意見陳述の受付が始まっています。

日程が合わない方は電話連絡で簡単に延期もできます。世話人も意見陳述を9月から始めています。機会をとらえて意見陳述をしていくことは意義があります。

とはいえ経験のないことであり、どんな様子か、何をいえばいいのか、「補佐人」はどうしたら良いのか?不安な方もいらっしゃると思います。補佐人は家族でも世話人でもOK。既に意見陳述を行った者もいますので、相談に乗ります。ご連絡ください。



### サポーター募集とカンパのお願い



<訴訟活動を力強く進めるため、ご支援よろしくお願ひします>

サポーター年会費1口3000円から何口でも(ML登録により訴訟や集会の情報を送ります)  
(会費とカンパは弁護士費用、印刷代等に使用させていただきます)

<活動にご協力いただける仲間も募集中>

#### カンパ(寄付)・サポーター会費の振込先

口座名義「リニア大深度地下使用認可取り消し訴訟を支える会」略称「リニアダイシンド」

三井住友銀行 自由が丘支店:普通:7423294

詳細はお問い合わせください。

メール daishindo.no@gmail.com

Fax 03-3417-6762

\*「会費」としてお振込の場合はメールにてご一報ください。